

添付書類チェックシート

●宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請【書類】

番号	書類の名称	備考	☒
①	許可申請書	省令様式第 2	☐
②	委任状	参考様式 7	☐
③	工程表		☐
④	設計者の実務経験証明書	参考様式 1	☐
	卒業証明書等		☐
	大学院に1年以上在学したことの証明書		☐
	資格証明書（技術士又は一級建築士）		☐
	宅地造成技術講習会修了証書		☐
⑤	周知措置報告書	参考様式 2	☐
	周知を行ったことを明らかにする書類 説明会：①説明に使用した資料②周知をした範囲を示した資料③議事録 書面配布：①配布した資料②周知をした範囲を示した資料 掲示及びネット掲示：①掲示をした資料②掲示の状況が確認できる写真 ③掲示箇所を示した書類④ウェブページを印刷したもの		☐
⑥	工事施行者の能力	参考様式 3	☐
	登記事項証明書		☐
	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書		☐
⑦	土地所有者等の同意		
	地権者一覧表	参考様式 4	☐
	同意書	参考様式 5	☐
	土地登記事項証明書		☐
	同意者の氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)※		☐
⑧	工事主の資力及び信用に関する証明書		
	【個人の場合】		
	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)※		☐
	納税証明書		☐
	金融機関等が発行する工事主への融資証明書		☐
	融資元の預金残高証明書		☐
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書		☐
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類		☐
	【法人の場合】		
	役員の氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)※		☐
	登記事項証明書		☐
	法人の設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料		☐
	納税証明書		☐
	金融機関等が発行する工事主への融資証明書		☐
	融資元の預金残高証明書		☐
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書		☐
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類		☐
⑨	資金計画書	省令様式第 3	☐
⑩	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	参考様式 6	☐

⑪	計算書		
	擁壁の構造計算書		☐
	崖面崩壊防止施設の構造計算書		☐
	地盤の安定計算書		☐
	土質試験結果		☐
	地盤の置換え、地盤改良の計算書		☐
⑫	その他		
	大臣認定擁壁を証する書類		☐
	透水マットに仕様に係る書類		☐
	排水施設の流量計算書		☐
	地下水排除工に係る排水施設の設計図書		☐
	雨水流出抑制施設の設計図書		☐
⑬	現況写真		☐
⑭	その他市長が必要と認める書類		☐

※住民票の写し、個人番号カード、（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること

※各必要書類の詳細は手引きの「4章許可申請等の手続」を参照してください

●図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物 ・縮尺 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)	1/10,000以上	
公図写し	・方位 ・縮尺 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・地番、地目、所有者名 ・河川(青色で着色すること) ・道路(赤色で着色すること) ・作成者の氏名及び作成年月日	1/600以上	・法務局備え付けのものの写しとする(不動産登記法第14条第1項、第4項に規定するもの) ・複写可 ・申請日前3ヶ月以内のもの ・閲覧した公図の転写、合成を行った場合は、作成者の氏名及び作成年月日を記載すること
地形図 (現況平面図)	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・縮尺 ・等高線、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状	1/2,500以上	・現況を示す平面図 ・等高線は、2mの標高差を示すものとする ・各地盤高を表示すること(実測に基づくものとする)
土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・縮尺 ・土地の形状及び計画高 ・盛土又は切土をする土地の部分着色し、下記を記載すること - 盛土(淡赤色):高さ、面積、土量 - 切土(淡黄色):高さ、面積、土量 ・政令第3条第5号に関する工事を行う場合は、その土地の部分 ・擁壁その他の構造物の位置、種類、高さ及び延長 ・擁壁及び崖面崩壊防止施設を設置する場合は、設計上の積載荷重 ・法面(崖面を含む)の勾配、高さ及び形状(小段の形状を含む) ・排水施設(雨水流出抑制施設を含む)の位置、形状、名称及び流水方向 ・周辺道路、排水施設との接続関連 ・建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限り) ・営農又は木竹の生育を行う箇所又はその範囲 ・工区を分ける場合は当該工区の境界 ・縦横断線の測線とその記号 ・BMの位置及び高さ ・凡例 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/2,500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるよう番号を付すること ・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること) ・政令第3条第5号に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の土地の面積は別で示すこと ・その他の構造物とは、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えて行う措置を指す ・営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこと ・工区を分けて完了検査を申請する場合は、当該工区の境界を示すこと

土地の平面図 (土石の堆積)	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・縮尺 ・土地の形状及び計画高 ・土石の堆積をする土地の部分を着色し、下記を記載すること 土石の堆積(淡茶色):最大時に堆積する高さ、面積、土量 ・空地の位置 ・立入り防止柵等の位置 ・排水施設(側溝等)の位置、形状、名称及び水の流れの方向 ・計画地盤の流水方向 ・土砂の流出防止措置(鋼矢板等)の位置及び内容 ・構台の位置、種類、高さ及び面積 ・周辺道路、排水施設との接続関連 ・工区を分ける場合は当該工区の境界 ・縦横断線の測線とその記号 ・BMの位置及び高さ ・凡例 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/2, 500以上	・断面図を作成した箇所断面図と照合できるように記号を付すこと ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること ・工区を分けて除却の確認を申請する場合は、当該工区の境界を示すこと
現況断面図	・縮尺 ・工事を施行する土地の区域の境界 ・測点番号 ・横断線の位置及び記号 ・現況地盤高(標高)及び土質の種類 ・法面(崖面を含む)の勾配、高さ及び形状 ・現況の工作物の位置、高さ、構造、寸法 ・隣接地の建築物の位置、高さ若しくは階数、構造	1/2, 500以上	・現況を示す断面図 ・各地盤高を表示すること(実測に基づくものとする) ・現況地盤の土質を記載すること(土石の堆積に関する工事において地盤調査等を行わない場合は省略可) ・隣接地の建築物等の荷重を考慮するなど、技術的基準への適合を確認する必要がある場合は、隣接地の建築物の位置等の情報を記載すること
土地の断面図 (宅地造成又は特定盛土等)	・縮尺 ・工事を施行する土地の区域の境界 ・測点番号 ・横断線の位置及び記号 ・盛土材料の土質の種類 ・計画高(標高) 盛土(淡赤色)で着色すること 切土(淡黄色)で着色すること ・政令第3条第5号に関する工事を行う場合は、その土地の部分 ・法面形状及び法長、法高寸法(段切り、法面勾配、小段、小段排水溝) ・擁壁その他の構造物の位置、種類、高さ、勾配等の寸法 ・建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限り) ・崖、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状	1/2, 500以上	・工事を行う土地の区域外の地形を含んだ断面を少なくとも2断面作成すること ・縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること ・盛土をする場合は、土質を記載すること ・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること) ・政令第3条第5号に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の土地の面積は別で示すこと ・斜面地に盛土をする場合は、段切りの計画を記載すること ・土量計算時に平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土、切土の断面積を記載すること
土地の断面図 (土石の堆積)	・縮尺 ・工事を施行する土地の区域の境界 ・測点番号 ・横断線の位置及び記号 ・計画高(標高) ・堆積する土石の位置及び最大時の高さ ・空地の位置 ・立入り防止柵等の位置 ・法面形状及び勾配 ・排水施設、流出防止措置(鋼矢板等)及び構台の位置、種類、高さ、勾配等の寸法	1/2, 500以上	・工事を行う土地の区域外の地形を含んだ断面を少なくとも2断面作成すること ・縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること ・土量計算時に平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土、切土の断面積を記載すること

排水施設の平面図	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・縮尺 ・排水施設の位置、種類、形状、内法寸法(管径)、勾配、水の流れの方向及び延長 ・吐口(放流口)の位置 ・放流先河川の名称及び形状 ・排水施設を公共下水道に接続する場合は、その位置、構造、管径及び系統名称 ・集水系統ブロック記号 ・雨水流出抑制施設(調整池等)又は沈砂池等の位置及び形状 ・凡例 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/500以上	・地下水排除工(暗渠排水工又は基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載すること(分かりにくくなる場合は、複数の図面に分けて作成すること) ・排水流松が遠隔地である場合は、これとの接続(改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで)についての関係図書を添付すること
排水施設の平面図(流域図)	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと) ・縮尺 ・流域界、集水区域界及び集水系統 ・集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数 ・地表水及び排水施設の水の流れの方向 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/500以上	・別途求積図を作成又は面積の算定根拠を示すこと ・流域を変更する場合は、現況と計画とを区別して表示すること
排水施設の構造図	・排水施設及びその基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/20～1/50	・地下水排除工(暗渠排水工又は基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その構造図を含む
崖の断面図	・縮尺 ・崖の高さ及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法(構造物の位置、種類、高さ、形状及び名称) ・崖面その他の地表面の勾配及び形状(小段の位置、形状及び幅員並びに排水施設) ・計画高 - 盛土(淡赤色)で着色すること - 切土(淡黄色)で着色すること ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については土質に関する事項は示すことを要しない(ただし、二段擁壁となる場合で技術的基準に適合していることを確認する必要がある場合は除く) ・崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を設置する場合は、土質に関する事項を示すこと
擁壁の断面図	・縮尺 ・擁壁の種類及び名称 ・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面(擁壁の背面の土羽の勾配、高さ及び形状を含む) ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐい又は地盤改良工(置換えを含む)の位置、材料及び寸法 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/50以上	・擁壁の設置に係る材料(躯体コンクリート、石材、透水マット、碎石、捨てコンクリート、裏込めコンクリート、水抜き穴等)の寸法、種類及び品質について明示すること ・崖の断面図と兼ねることができる ・土圧等によって地盤に生ずる応力度及び地盤の許容応力度(地震時の検討をする場合は、極限支持力度を含む)を示すこと
擁壁の背面図	・縮尺 ・擁壁の種類及び名称 ・擁壁の高さ ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	

擁壁の展開図	・縮尺 ・擁壁の種類及び名称 ・擁壁の見え高、根入れ深さ ・擁壁の延長 ・伸縮目地の位置	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	・縮尺 ・崖面崩壊防止施設の種類及び名称 ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 ・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項	1/50以上	・崖の断面図と兼ねることができる
崖面崩壊防止施設の背面図	・縮尺 ・崖面崩壊防止施設の種類及び名称 ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の展開図	・縮尺 ・崖面崩壊防止施設の種類及び名称 ・崖面崩壊防止施設の見え高、根入れ深さ ・崖面崩壊防止施設の延長	1/50以上	
求積図	・盛土又は切土を行う土地の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式		・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること) ・CADソフト等により面積を求積する場合は、土地の平面図に面積、求積方法を記載すること
防災工事平面図	・方位 ・工事を施行する土地の区域の境界(赤で囲むこと) ・縮尺 ・土地の形状及び標高 ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・防災施設の設置時期及び期間 ・水の流れの方向	1/2,500以上	・土留柵、沈砂池、堰堤、仮設水路等を設置する場合に提出すること
防災施設構造図	・縮尺 ・防災工事において設置する施設の構造詳細図 ・構造断面図 ・材料及び品質 ・形状及び寸法	1/50以上	・沈砂池を設置する場合は、容量計算書及び流出土砂量計算書を提出すること ・排水施設を設置する場合は、排水量計算書を提出すること